

新設負担金(税率10%)

量水器の口径又は 給水管の口径(mm)	負担金(円) (税込)	栓数
13	34,100	6栓
20	68,200	15栓
25	126,500	22栓
30	184,800	45栓
40	420,200	90栓
50	719,400	150栓
75mm以上	別に町長が定める	

増径の場合は、その差額をもって負担金を定め、その差額を徴収します。
負担金は、工事申込の際に徴収します。

設計審査手数料(非課税)

種別	基準	金額(円)
給水工事新設工事	1件につき	3,000
改造・その他の工事	〃	1,500

特別に検査を行うときは、その実績を徴収します。

工事検査手数料(非課税)

2時間まで1,000円 1時間増すごとに500円